

第 2 部 公害の現況と公害の防止に 関して講じた対策

第 1 章 大 気 汚 染

第 1 節 大気汚染の現況

1 いおう酸化物

48年度の鳥取市における溶液導伝率法による二酸化いおう濃度自動測定結果は表1のとおりである。

1時間値の年平均値は0.014ppmであり、昭和47年度(0.012ppm)と比較すると、若干増加しているが、年度中環境基準を上回った日は1日もなかった。

(図1参照)

又、本県においては、昭和45年から4市(鳥取市、倉吉市、米子市及び境港市)の18地点(市街化区域)において、二酸化鉛法によるいおう酸化物の濃度測定を実施しているが、その結果は表2のとおりである。

昭和47年度の平均値の最高は、米子警察署の0.452mgSO₃/日/1000cc(以下単にmg)最低は、西部総合事務所の0.295mg、最低は境港警察署の0.031mgであり、過去3年間の数値の変動はあまりみられず、ばい煙発生施設及び燃料使用量(表4)が増加したとはいえ、はっきりとしたいおう酸化物の汚染は認められない。

表 1 昭和48年度二酸化いおう濃度自動測定結果

測定月	月間測定日数	測定時間	日平均値 0.04ppm 以下の日数とその割合		1時間値の最高値	1時間値の最低値	月平均値	環境基準適合割合	
			日	%				1時間値	日平均値
		時間			ppm		%		
48.4	28	669	28	100	0.030	0.004	0.011	100	100
5	30	715	30	100	0.039	0.003	0.013	100	100
6	26	616	26	100	0.026	0.006	0.014	100	100
7	31	736	31	100	0.048	0.009	0.020	100	100
8	29	692	29	100	0.039	0.008	0.019	100	100
9	30	718	30	100	0.031	0.008	0.016	100	100
10	31	731	31	100	0.033	0.004	0.013	100	100

11	29	690	29	100	0040	0004	0014	100	100
12	31	727	31	100	0039	0005	0011	100	100
49	1	689	29	100	0020	0006	0009	100	100
2	28	660	28	100	0056	0005	0010	100	100
3	29	689	29	100	0028	0006	0010	100	100

表 2 二酸化鉛法によるいおう酸化物の濃度測定結果

($\text{mgSO}_3/\text{日}/100\text{cm}^3\text{pbO}_2$)

測定地点		昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度
鳥取市	鳥取警察署	0253	0140	0120
	鳥取家政高校	0245	0170	0140
	鳥取市立病院	0407	0270	0200
	鳥取保健所	0425	0150	0160
	山陰合銀鳥取支店	0448	0170	0170
倉吉市	倉吉市役所	0034	0053	0052
	日交バス新町営業所	—	0239	0153
	県立厚生病院	0072	0057	0048
	日ノ丸バス上井営業所	0083	0063	0084
米子市	夜見鉄工団地	0285	0124	0101
	NHK住吉中継所	0062	0077	0080
	皆生温泉会館	0179	0212	0139
	米子保健所	0222	0215	0142
	米子商工会議所	0526	0350	0153
境港市	米子警察署	0258	0452	0295
	濟生会境港病院	0510	0371	0263
	境港警察署	0067	0037	0031
	米南高境分校	0071	0069	0055

表 3 二酸化鉛法によるいおう酸化物汚染度の評価

汚染度	$\text{mgSO}_3/\text{日}/100\text{cm}^3\text{pbO}_2$	評価
汚染度 第1度	0.5以上1.0未満	軽微な汚染
〃 第2度	1.0以上2.0未満	普通度の汚染
〃 第3度	2.0以上3.0未満	中等度の汚染
〃 第4度	3.0以上4.0未満	やや高度の汚染
〃 第5度	4.0以上	高度の汚染

pbO_2 法による SO_2 汚染度の判定標準 (寺部)

表 4 最近5年間の重油消費量

(単位:Kℓ)

種 類	平均い う分(%)	44年	45年	46年	47年	48年
A 重油	09	56,326	78,193	96,912	103,255	118,339
B 重油	24	47,607	47,907	53,588	55,704	58,147
C 重油	30	82,613	103,601	107,562	110,923	111,775
計	—	186,546	229,701	258,062	269,882	288,261

鳥取県生活安定対策室48年度資料による。

2 一酸化炭素

48年度、鳥取市(日交旅行センター前)における、一酸化炭素濃度測定結果(非分散型赤外分析法)は表5のとおりである。

1時間値の1日平均値は最高76ppm(昭和47年度68ppm)、1時間値の8時間平均値は最高15ppm(昭和47年度、連続する8時間の1時間平均値最高109ppm)と、昨年に比べ若干高い数値を示しているがこれを環境基準と比較すれば、大幅に下回っている。

表 5 一酸化炭素濃度測定結果

(ppm)

測 定 月 日	1時間値の8時間平均値	1時間値の1日平均値
48 4/12~4/13	104	58
5/24~5/25	52	41
6/7~6/8	69	34
7/20~7/21	92	53
8/10~8/11	88	57
9/20~9/21	108	72
10/19~10/20	99	59
11月欠測	—	—
12/26~12/27	150	76
1/25~1/26	49	29
2/22~2/23	50	29
3/22~3/23	28	24

又、本県においても、図2のとおり自動車保有台数が年々増加し自動車排出ガスによる大気の汚染が考えられるため、昭和47年から3市（鳥取市、倉吉市、米子市）3地点において、一酸化炭素の自動測定を実施した。（表6参照）

この結果、鳥取県内の代表的な市街地の中心部における一酸化炭素の環境濃度は環境基準をはるかに下回っており、又、昭和45年から実施している、鳥取市、倉吉市、米子市の市街地各地点（計13地点）における検知管法（北川式検知管）による簡易測定結果からも 急激な汚染の進行は認められない。

図 - 2 県内自動車保有台数の推移

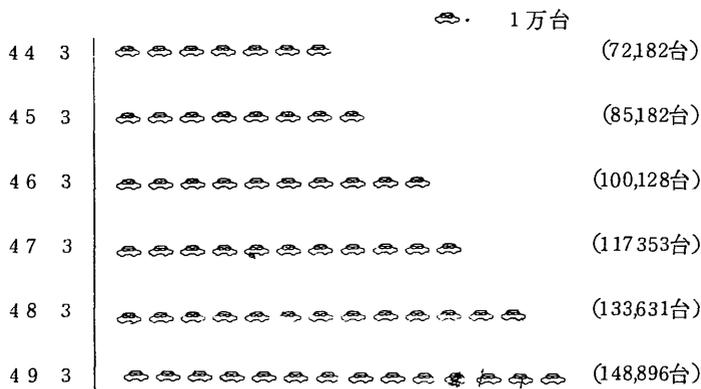


表 6 一酸化炭素自動測定結果

(ppm)

年 度		昭和47年度		昭和48年度	
		1時間値の 8時間平均値	1時間値の 1日平均値	1時間値の 8時間平均値	1時間値の 1日平均値
鳥取	日交旅行センター前	7.7	5.3	8.1	4.5
倉吉	上井駅前	4.7	4.2	3.8	2.1
米子	明治生命前	6.0	3.2	6.1	3.7

注) 鳥取日交旅行センター前においては毎月1回連続24時間測定したデータの年平均値であり、倉吉市上井駅前、昭和47年10月18～19日及び、昭和48年6月5～6日のデータ。米子市明治生命前は、昭和47年10月17～18日及び、昭和48年6月4～5日のデータである。

3 窒素酸化物

昭和48年5月より、ザルマン試薬を用いる吸光光度法による自動測定を、鳥取市（県衛生研究所）において開始した。

測定結果は表7のとおりである。

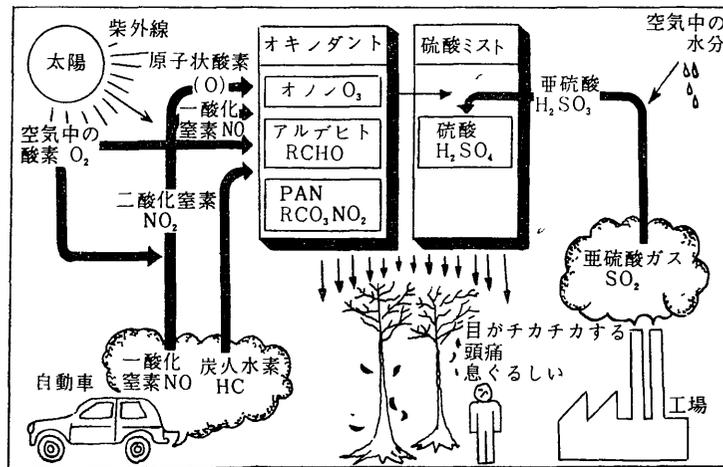
結果は、環境基準に定める1時間値の1日平均値0.02ppmを上廻った日が若干見うけられるが（図1）、年平均値では0.096ppmであり 長期的に見て環境濃度はかなり低い値となっている。

又、次に上げるオキシダント測定結果からもわかるように、鳥取市における二酸化窒素濃度は、光化学オキシダント発生の一時的誘引物質としては現在のところ問題となるような数値ではない。

表 7 窒素酸化物濃度測定結果

測定月	二酸化窒素 (NO ₂)							
	月測定日数	測定時間	日平均値0.02ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	1時間値の最低値	月平均値	
			日	%	ppm			
s 48	4	15	359	10	67	0.030	0.000	0.019
	5	17	408	16	94	0.045	0.001	0.011
	6	29	702	29	100	0.030	0.000	0.008
	7	31	738	31	100	0.023	0.000	0.008
	8	30	714	26	87	0.030	0.002	0.011
	9	30	715	30	100	0.047	0.000	0.011
	10	30	724	27	90	0.055	0.000	0.015
	11	28	668	27	96	0.055	0.000	0.013
	12	30	710	28	93	0.059	0.000	0.013
s 49	1	28	667	28	100	0.041	0.000	0.007
	2	27	637	24	89	0.061	0.000	0.010
	3	31	736	25	81	0.065	0.000	0.014

大気汚染（化学スモッグ）のメカニズム



一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO ₂ +NO)				
測定日数	測定時間	月平均値	1時間値の最高値	1時間値の最低値	測定日数	測定時間	月平均値	1時間値の最高値	1時間値の最低値
			ppm					ppm	
15	359	0.005	0.030	0.00	15	359	0.024	0.100	0.000
17	408	0.005	0.040	0.00	17	408	0.021	0.061	0.003
29	702	0.002	0.014	0.00	29	702	0.015	0.034	0.000
31	738	0.002	0.097	0.00	31	738	0.014	0.102	0.000
30	714	0.001	0.012	0.00	30	714	0.017	0.032	0.002
30	715	0.002	0.021	0.00	30	715	0.014	0.065	0.000
30	724	0.004	0.045	0.00	30	724	0.020	0.082	0.000
28	668	0.004	0.051	0.00	28	668	0.018	0.083	0.000
30	710	0.005	0.067	0.00	30	710	0.019	0.126	0.000
28	667	0.003	0.041	0.00	28	667	0.011	0.081	0.000
27	637	0.007	0.160	0.00	27	637	0.016	0.175	0.000
31	736	0.005	0.057	0.00	31	736	0.020	0.113	0.000

4 オキシダント

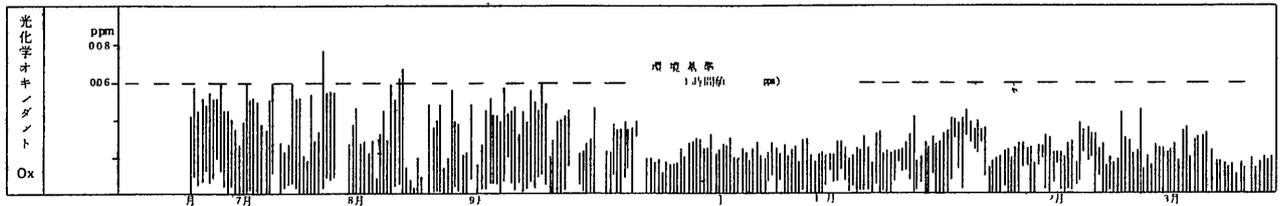
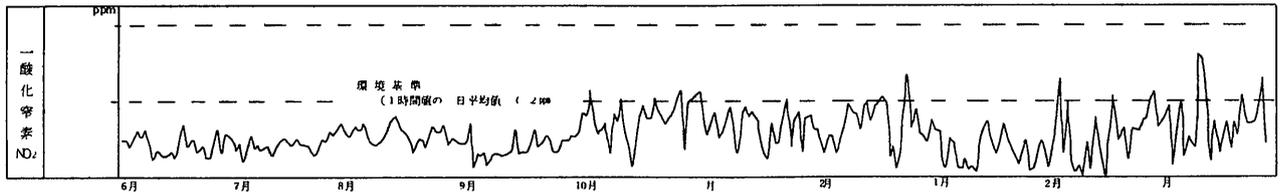
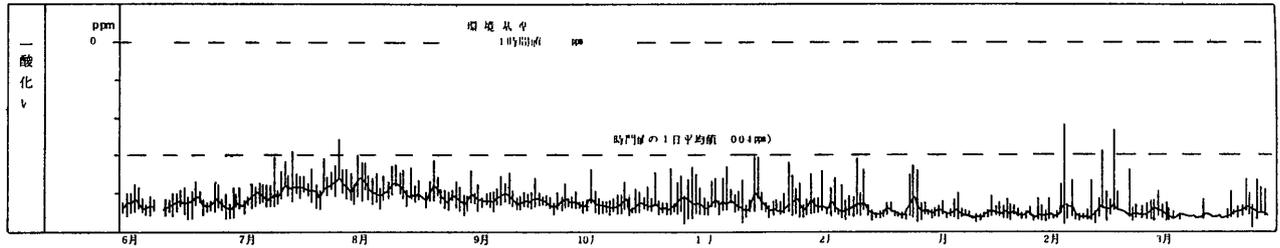
昭和48年6月より、中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法による、自動測定を鳥取市（県衛生研究所）において開始した。

測定結果は表8のとおりである。

結果によれば、環境基準に定める1時間値0.06ppmを上回った日が夏季に若干見られるが、1時間値の最高値は0.078ppmであり、大気汚染防止法第23条に定められた緊急時の汚染度0.15ppmと比較しても、現況ではオキシダント被害の発生はないものと思われる。（図1参照）

表 8 オキシダント濃度測定結果

測定月	測定		月 平均値	1時間値0.06ppm をこえた時間数 とその割合		1時間値0.15ppm以 上となったことのお る日数とその割合		1時間値 の最高値
	日 数	時 間		時間	%	日	%	
	日	時	ppm	時間	%	日	%	ppm
s48	4	—	—	—	—	—	—	—
	5	—	—	—	—	—	—	—
	6	12	2.87	0.029	1	0.34	0	0.061
	7	26	6.14	0.019	6	0.97	0	0.078
	8	30	7.08	0.012	4	0.56	0	0.068
	9	28	6.90	0.020	1	0.14	0	0.061
	10	27	6.40	0.012	0	0.0	0	0.040
	11	30	7.11	0.012	0	0.0	0	0.033
	12	29	6.87	0.016	0	0.0	0	0.038
s49	1	28	6.66	0.020	0	0.0	0	0.047
	2	28	6.56	0.017	0	0.0	0	0.039
	3	29	6.88	0.014	0	0.0	0	0.038



5 浮遊粒子状物質

昭和48年9月から、ゲンタル粉じん計（柴田A-632型）及びローボノウムエアサンプラーによる、浮遊粒子状物質（大気中に浮遊している粉じんのうち粒径が10ミクロン以下のもの）自動測定を鳥取市（県衛生研究所）において開始した。

測定結果は表9のとおりである。

結果によれば、環境基準に定める1時間値の1日平均値 0.1 mg/Nm^3 を上回った日は3日間、又1時間値 0.2 mg/Nm^3 を上回った日は19日間で、これは昭和48年9月～49年3月までの有効測定日の97%に相当するが、年平均値を見ると 0.038 mg/Nm^3 とかなり低い値であり、おおむね環境基準を満足しているといえよう。

表 9 浮遊粒子状物質測定結果

測定月	測定日数	測定時間	月平均値	最高値		1時間値 0.20 mg/Nm^3 をこえた時間数とその割合		日平均値 0.10 mg/Nm^3 をこえた日数とその割合		
				1時間値	1日平均値	時間	%	日	%	
	日	時間	mg/m^3	mg/m^3		時間	%	日	%	
s48	9	5	114	0.027	0.138	0.076	0	0	0	
	10	7	177	0.061	0.501	0.127	25	14.1	2	28.5
	11	5	108	0.036	0.299	0.091	11	10.2	0	0
	12	3	66	0.033	0.363	0.069	6	9.1	0	0
s49	1	5	125	0.031	0.455	0.108	2	1.6	1	20.0
	2	8	192	0.040	0.210	0.093	1	0.5	0	0
	3	8	192	0.038	0.203	0.079	2	1.0	0	0

6 降下ばいじん

昭和46年9月から、デポジットゲージ法による降下ばいじん（粉じんのうち粒径が大きく、自重により降下するもの）量の測定を、3市（鳥取市、米子市、境港市）の各地点で、又昭和47年度は、倉吉市を加え、現在4市で実施している。この結果、月平均値の最高は、昭和46年 米子市 $10.7 \text{ t/km}^2/\text{月}$ （以下単にt）、昭和47年度 米子市 境港市 7.70 t 、48年度 境港市 10.8 t 、最低は昭和46年 境港市 9.40 t 、昭和47年度 倉吉市 0.8 t

48年度 倉吉市364tである。46年度（9月から翌年3月まで）の平均値と47年度、48年度の同期間の平均値を比較すれば、鳥取市1023t—904t—872t 米子市1077t—817t—1158t 境港市940t—832t—1237t 倉吉市における47年度48年度の平均値は591t—494tとなり、大きな変動は認められないが、当測定の場合測定場所周辺の立地状況、気象条件等が結果に大きく影響するため、降下ばいじん量による汚染の評価に当たっては、今後さらに測定を続けていく必要がある。

表10 昭和46年、昭和47年度、昭和48年度降下ばいじん量測定結果

(ton/km²/month)

測定地点		s46年 9	10	11	12	s47年 1	2	3	平均
鳥取市	山陰合同銀行鳥取支店	1740	—	700	930	760	1340	670	1023
米子市	米子警察署	1242	1188	964	872	1344	917	1012	1077
境港市	済生会境港病院	1089	1048	577	837	1247	900	885	940

(ton/km²/month)

測定月 測定点		s47 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	s48 1月	2月	3月	平均
鳥取	山陰合同銀行鳥取支店	67	32	118	13	17	14	04	08	248	78	167	114	73
倉吉	倉吉市役所	29	20	15	15	08	26	16	43	85	46	79	119	42
米子	米子警察署	82	47	79	31	116	17	21	100	144	99	110	81	77
境港	済生会境港病院	103	42	59	34	107	35	67	154	91	96	80	60	77

(ton/km²/month)

測定月 測定点		s48 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	s49 1月	2月	3月	平均
鳥取	山陰合同銀行鳥取支店	001	243	201	549	423	720	521	648	1333	1160	1294	430	810
倉吉	倉吉市役所	283	154	154	156	157	189	418	570	518	464	638	662	364
米子	米子警察署	462	175	553	1087	753	766	974	1218	1796	1436	802	1112	928
境港	済生会境港病院	299	693	1070	1404	849	705	1227	1003	2103	1103	760	1757	1081

第2節 大気汚染防止対策

1 大気汚染に係る環境基準

公害対策基本法第9条1項の規定に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、昭和44年2月、いおう酸化物に係る環境基準が定められた。その後、(複雑多様化する大気汚染公害に対し、測定機器の分析方法の開発等により、種々の汚染物質の人体に与える影響が次第に解明され、この環境基準も逐次対象物質の追加、基準の強化が行われて来た。

現在下表5物質について、環境基準が定められている。

大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号制定
昭和48年5月16日 環境庁告示第35号一部改正)

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又は、この方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量がえられる光散乱法	ザルソマン試薬を用いる吸光光度法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は、重量法

備 考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大氣中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート
その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの限り 二酸化窒素を除く）をいう

2 法、条例による規制

(1) 大氣汚染防止法

大氣汚染防止法のしくみとしては、施設の種類を定め（現在、ばい塵発生施設27種、粉じん発生施設5種）各施設を設置しようとする者、及び、現に設置している施設を変更しようとする者に対しては、届出の義務（大氣汚染防止法第6条設置届、同法第8条変更届）を課し、又、ばい塵排出者の遵守すべき排出基準に従い、この排出基準に適合しない場合、知事は施設に対し直罰を下す（同法第13条）か、或は、計画変更や改善を命じ（同法第14条）、これに従わない場合は罰則が適用される。

現在、いおう酸化物 ばいじん 窒素酸化物について、排出基準が定められているが、このうち、いおう酸化物については排出口の高さに応じて定められたいおう酸化物の許容限度として、県下一率 $g = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$ （ g ：1時間当たりのいおう酸化物排出量、 He ：有効煙突高、 K ：排出係数）と定められている。本県は、昭和49年4月1日、従前の $K = 222$ から $K = 175$ に強化された。一方、ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出基準値が定められている。

又、昭和48年8月2日付で政令 総理府令の改正があり、窒素酸化物の排出基準が追加されることになった。これによれば、新に設置する施設については、昭和48年8月10日から、既設のものは昭和50年7月1日から一定規模以上のボイラー、金属加熱炉、石油・石油化学の加熱炉、硝酸製造施設についての排出基準が適用されるが（既設の硝酸製造施設については昭和51年7月1日から適用）、本県においては現在設置されている前記施設のうち、規制対象規模以上の施設はない。

県では、排出基準の遵守を監視するため、県内各保健所及び衛生研究所を

通して、施設に対し立入検査を行い 重油の抜き取り検査、煙道測定等を実施し、排出基準を上回っている場合には施設設置者に対し、低いおう分燃料への切替え、実煙突高の補正、施設稼動条件の検討、集じん装置の設置等について指導を行い、施設の改善に当たっている。

昭和48年度末現在におけるばい煙施設は表11 又、粉じん発生施設は表12、改善指導の状況は表13のとおりである。

表11 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設種類別届出数
(昭和49年3月31日現在)

施設	保健所	鳥 取	郡 家	浜 村	倉 吉	米 子	根 雨	計
ボ イ ラ ー		132 (102)	12 (11)	14 (11)	55 (42)	158 (120)	11 (9)	382 (295)
転 炉		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (0)	— (—)	1 (0)
溶 解 炉		— (1)	— (—)	— (—)	— (—)	10 (—)	— (—)	10 (1)
加 熱 炉		— (—)	— (—)	— (—)	9 (1)	25 (1)	— (—)	34 (2)
焼 成 炉		3 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (2)	— (—)	8 (4)
直 火 炉		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (1)	— (—)	2 (1)
乾 燥 炉		6 (5)	3 (3)	— (—)	5 (5)	7 (6)	2 (2)	23 (21)
電 気 炉		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (—)	— (—)	2 (0)
廃棄物焼却炉		4 (4)	5 (5)	1 (—)	6 (6)	20 (12)	5 (5)	41 (32)
計		145 (114)	20 (19)	15 (11)	75 (54)	230 (142)	18 (16)	503 (356)

(注) () は事業場の数である。

表12 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設種類別届出数
(昭和49年3月31日現在)

施設	保健所	鳥 取	郡 家	浜 村	倉 吉	米 子	根 雨	計
堆 積 場		—	1 (1)	—	1 (1)	4 (4)	—	6 (6)
ベルトコンベアー バケツコンベアー		—	1 (0)	—	—	2 (2)	2 (2)	5 (4)
破碎機・摩砕機		—	3 (1)	—	1 (1)	3 (0)	4 (0)	11 (2)
ふ る い		—	1 (0)	—	1 (0)	—	1 (0)	3 (0)
計		—	6 (2)	—	3 (2)	9 (6)	7 (2)	25 (12)

(注) () は事業場の数である。

表 1 3 はい煙発生施設の改善指導件数

政令 番号	施 設 名	昭 和 4 7 年 度		昭 和 4 8 年 度	
		届 出 数	指 導 件 数	届 出 数	指 導 件 数
1	ボ イ フ ー	330	20	381	9
4	転 炉	1	—	1	—
5	溶 解 炉	10	4	10	12
6	加 熱 炉	34	—	34	6
9	焼 成 炉	8	—	8	5
10	直 火 炉	2	—	2	—
11	乾 燥 炉	20	5	22	6
12	電 気 炉	2	—	2	7
13	廃棄物焼却炉	31	3	42	3
総 計		438	32	502	48

県下の全ばい煙発生施設が同時に稼動したと想定した場合地域別の排出いおう酸化物量は図3のとおりとなる。

県では昭和47年度から、鳥取市（県衛生研究所）において、いおう酸化物の自動測定及び、一酸化炭素の自動測定（鳥取市 日本旅行センター前）を開始し、昭和48年度からは、オキシダント 炭化水素・窒素酸化物・浮遊粒子状物質の自動測定を行っている。

県下のばい煙発生施設の約半数（230施設）が設置されている西部地区、特に米子市において、近くいおう酸化物の自動測定を開始するとともに、今後、各種大気汚染物質の測定機器を整備し、県内広域にわたって大気汚染の実態を把握していくこととしている。

(2) 自動車排出ガス対策

近年における自動車交通量の急増により 自動車排出ガスによる大気汚染は我国はもちろん諸外国においても深刻な社会問題となっているところである。

自動車排出ガスに対する法規制としては、昭和49年1月21日環境庁告示によりいわゆる日本版マスキー法といわれる、昭和50年を目標とした許容限度が定められたが、その主な内容は次のとおりである。

表14 50年規制の現行規制に対する低減率(10モード測定)

自動車の種類		自動車排出ガスの種類	50年規制		現行規制		低減率 $\frac{B-A}{B} \times 100$
			許容限度 (g/km)	平均排出量(A) (g/km)	許容限度 (g/km)	平均排出量(B) (g/km)	
乗用車	ガソリン車 L.P.G車 (2サイクル軽自動車以外のもの)	CO	270	210	260	184	89%
		HC	039	025	380	294	91
		NOx	160	120	300	218	45
	ガソリン車 (2サイクル軽自動車)	CO	270	210	260	183	88
		HC	039	025	225	166	98
		NOx	050	030	050	030	0

自動車の種類		自動車排出ガスの種類	50年規制		現行規制		低減率 $\frac{B-A}{B} \times 100$
			許容限度 (g/km)	平均排出量(A) (g/km)	許容限度 (g/km)	平均排出量(B) (g/km)	
小型トラック等	ガソリン車 L.P.G車 (2サイクル軽自動車以外のもの)	CO	170	130	260	184	29%
		HC	270	210	380	294	28
		NOx	230	180	300	218	17
	ガソリン車 (2サイクル軽自動車)	CO	170	130	260	183	29
		HC	150	120	225	166	27
		NOx	050	030	050	030	0

本県においては、先に「大気汚染の現況」の(2)で述べたごとく、自動車排出ガスによる大気汚染の進行は認められないが、今後さらに測定体制を整備していく方針である。

(3) 公害防止条例

大気汚染防止法の一部改正が、昭和45年12月に公布され、昭和46年6月24日施行されたのに伴い、従前の公害防止条例（昭和44年12月20日公布）を廃止し、新しく、条例を昭和46年10月12日公布し、昭和47年4月1日から、パーク炭製造施設及び貯蔵施設・打綿機・混打綿機を粉じん関係特定施設とし、施設管理基準（表16）を定めて規制することとした。

表15 粉じん関係特定施設と規模

施設名
1 パーク炭（のこ屑、木皮等を炭化させ微粉炭にしたもの）製造施設および貯蔵施設
2 打綿機および混打綿機

表16 粉じん関係特定施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準

管 理 基 準
次の各号のいずれかに該当すること
1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
2 フードおよび集じん機が設置されていること。
3 戸・窓等が密閉されていること。
4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

表17 公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設種類別届出数

（昭和49年3月末現在）

施設	保健所	鳥 取	郡 家	浜 村	倉 吉	米 子	根 雨	計
打 綿 機		14 (12)	8 (8)	6 (6)	23 (23)	38 (34)	5 (5)	94 (88)
混 打 綿 機		2 (1)			9 (1)			11 (2)
パーク炭製造 (貯蔵) 施設			2 (2)		1 (1)			3 (3)
計		16 (13)	10 (10)	6 (6)	33 (25)	38 (34)	5 (5)	108 (93)

(注) () は事業場の数である。

第2章 水質汚濁

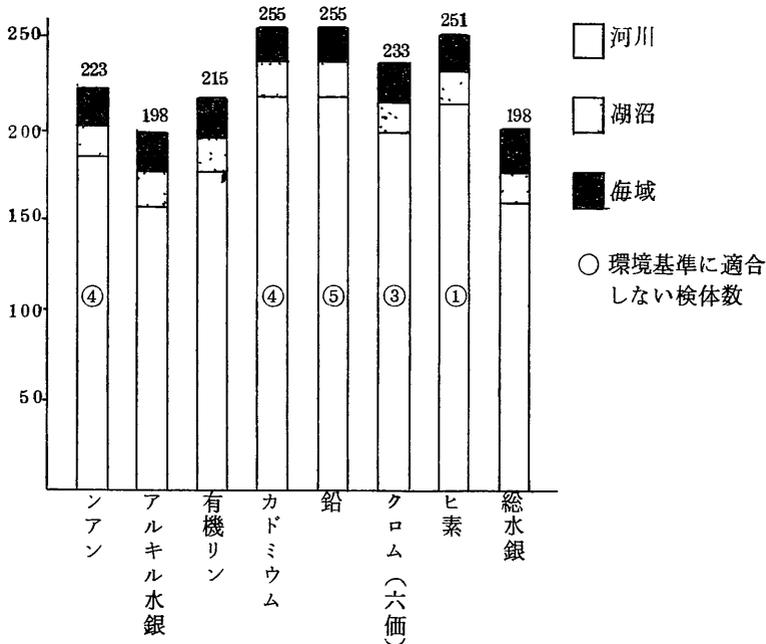
第1節 水質汚濁の現況

1 概 況

(1) 健康項目

健康項目について12河川(千代川、天神川、日野川、旧加茂川、蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川)97地点1,486検体、2湖沼(東郷池、中海)13地点168検体並びに美保湾15地点184検体の延1,838検体の調査を行った。このうち環境基準不適合検体は17検体で不適合率0.9%であった。これを項目別にみれば、アルキル水銀、有機リン、総水銀については環境基準を満足していたが、シアンが233検体中4検体、カドウムが255検体中4検体、鉛が255検体中5検体、6価クロムが233検体中3検体、ヒ素が251検体中1検体環境基準を越えていた。

図4 公共用水域の健康項目の測定件数と環境基準不適合件数



環境基準不適合内容

不適合内容	不適合地点	原因
シアン 03	山白川 富安 (千代川水系袋川の支流)	メッキ工場
02	" (")	"
03	" (")	"
03	" (")	"
カド 0020	山白川 富安 (千代川水系袋川の支流)	工場・事業場
ーウム 0017	有富川 津波橋 (千代川の支流)	不明
0020	鉾山川県営ダム下 (蒲生川水系荒金川支流)	旧岩美鉾山
0013	" (")	"
鉛 012	山白川 弥生橋 (千代川水系袋川の支流)	工場・事業場
018	" 富安 (")	"
014	" " (")	"
012	狐川 堀切橋 (")	"
014	鉾山川県営ダム下 (蒲生川水系荒金川支流)	旧岩美鉾山
クロム 006	山白川 富安 (千代川水系袋川の支流)	メッキ工場
(六価) 006	" (")	"
100	" (")	"
ヒ素 006	山白川 弥生橋 (千代川水系袋川の支流)	工場・事業場

(2) 生活環境項目

ア 河 川

a 三大河川

千代川 千代川の水質を年平均値で見れば、PH6.8～7.3、DO9.3～10.8ppm、BOD0.7～2.0ppm、SS3.0～11.2ppmである。BODについてみれば上流の毛谷、市瀬では何れも0.7ppmで水質は正常であるが、これより下流の佐貴、稲常、行徳ではそれぞれ1.2ppm、1.0ppm、1.1ppmで水質の汚濁がみられ、さらに下流部の秋里では1.4ppm、河口部の賀露では2.0ppmと、水質の汚濁がひどくなっている。千代川に流入する八東川(米岡、万代寺、岸野)は0.5～0.7ppm、佐治川(別府)は0.7ppmで共に清浄な河川といえるが私都川(下門尾)は1.3ppmで水質の汚濁がみられる。

千代川は有富川合流点から上流は類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており 測定結果を環境基準と比べてみると類型AAの水域では

PH、DO、SSは環境基準を満足しているが、BODは毛谷 市瀬では環境基準を満足しているものの、佐貫で12回測定のうち6回、稲常で16回測定のうち6回環境基準を満足していない。類型Aの水域ではPH、DO、BOD、SS共に環境基準を満足しているといえる。なお、大腸菌群数については類型AA、Aの水域共環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和47年度と昭和48年度のBODで比較すると上流部の市瀬(0.8→0.7ppm)及び支流の八東川(米岡1.0→0.7ppm)、岸野0.7→0.5ppm)は昭和47年度に比べわずかではあるがきれいになっているが、佐貫から下流(佐貫0.9→1.2ppm、稲常0.8→1.0ppm、行徳1.0→1.1ppm、秋里1.2→1.4ppm、加露1.3→2.0ppm)は昭和47年度より水質は悪化している。

天神川：天神川の水質を年平均値でみれば、PH7.0、DO9.8~10.9ppm、BOD0.6~2.9ppm、SS2.7~10.0ppmである。BODについてみれば上流の穴鴨、今泉では何れも0.6ppmで水質は清浄であるが、それより下流の大原では1.2ppmで水質の汚濁がみられ、さらに下流の小田では2.9ppm、河口部の田後では2.1ppmと水質の汚濁がひどくなっている。天神川に流入する小鴨川は倉吉市の家庭排水等が流入する巖城で1.5ppmであるが、それより上流(河原町、関金、今西)は0.7~0.9ppmで清浄である。三徳川(横手)は上流部に三朝温泉街があるが1.0ppmで水質は汚染されていない。加茂川は森で0.6ppmと水質は清浄である。

天神川は小鴨川合流点から上流は類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみると類型AAの水域ではPH、DO、SSは環境基準を満足しており、BODも穴鴨・今泉では環境基準を満足しているが、大原では23回測定のうち13回環境基準を満足していない。類型Aの水域ではPH、DO、SSは環境基準を満足しているが、BODは小田で23回測定のうち13回、田後で35回測定のうち13回環境基準を満足していない。なお、大腸菌群数については類型AA、Aの水域共環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和47年度と昭和48年度のBODで比較すると、上流部の今泉(0.8→0.6ppm)は昭和47年度に比べきれいになっているが、大原から下流(大原1.1→1.2ppm、小田2.1→2.9ppm、田後1.5→2.1ppm)は昭和47年度より水質は悪化している。支流の小鴨川(関金1.1→0.9ppm、河原町0.8→0.8ppm、

巖城 1.5→1.5 ppm) は昭和 47 年度と水質の変化はないが 二徳川(横手 2.6→1.0 ppm) は昭和 47 年度に比べきれいになっている。

日野川 日野川の水質を年平均値で見れば、PH 7.0~7.3、DO 9.1~11.1 ppm、BOD 0.7~2.2 ppm、SS 2.5~12.6 ppm である。BOD についてみれば上流の生山・下榎及び中流部の溝口では 0.7~0.9 ppm で水質は清浄であるが、米子市八幡 車尾・皆生ではそれぞれ 2.0 ppm、1.6 ppm、2.2 ppm と、水質の汚濁はひどくなっている。日野川に流入する板井原川(高尾)は 0.6 ppm で清浄であるが、法勝寺川は法勝寺 0.9 ppm、福市 2.4 ppm で、下流部で水質は汚染され日野川に流入している。

日野川は日野橋から上流は類型 AA、下流は類型 A の環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみると類型 AA の水域では PH、DO、SS は環境基準を満足しており、BOD は生山・下榎・溝口では満足しているが、八幡では 23 回測定のうち 22 回環境基準を満足していない。類型 A の水域では PH、SS は環境基準を満足しており、DO は車尾では環境基準を満足しているが皆生では 28 回測定のうち 7 回満足していない。BOD は車尾で 29 回測定のうち 9 回、皆生で 28 回測定のうち 11 回環境基準を満足していない。なお、大腸菌群数については類型 AA、A の水域共環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和 47 年度と昭和 48 年度の BOD で比較すると 米子市八幡 (1.2→2.0 ppm) で昭和 47 年度に比べ水質が悪化しているが その他の地点(生山 0.9→0.7 ppm、車尾 2.3→1.6 ppm、皆生 2.8→2.2 ppm) ではきれいになっている。支流の法勝寺川(福市 1.5→2.4 ppm) は昭和 47 年度に比べ水質は悪化している。

図5 三大河川の水質（生物化学的酸素要求量BOD）測定結果

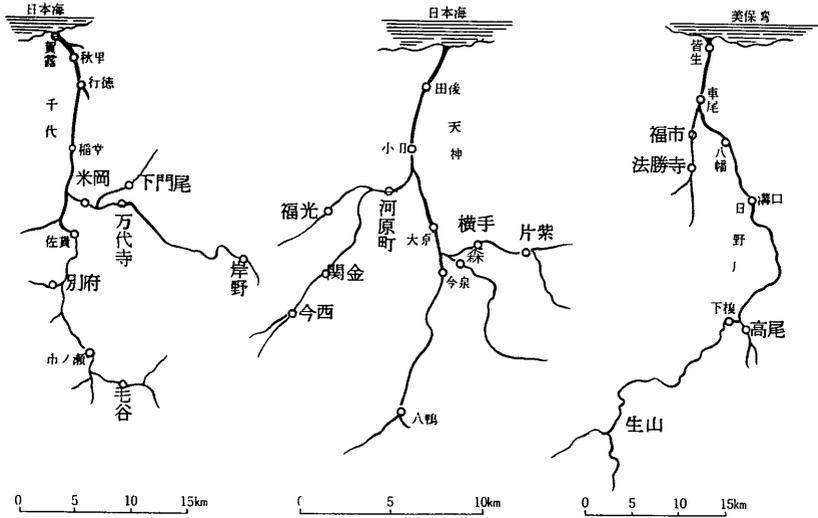
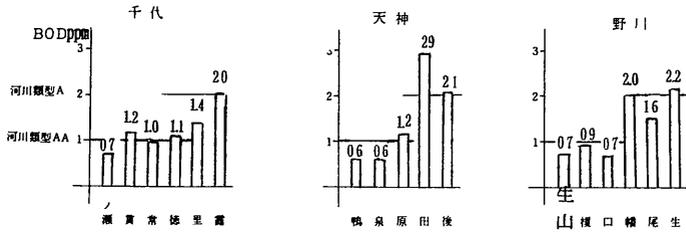
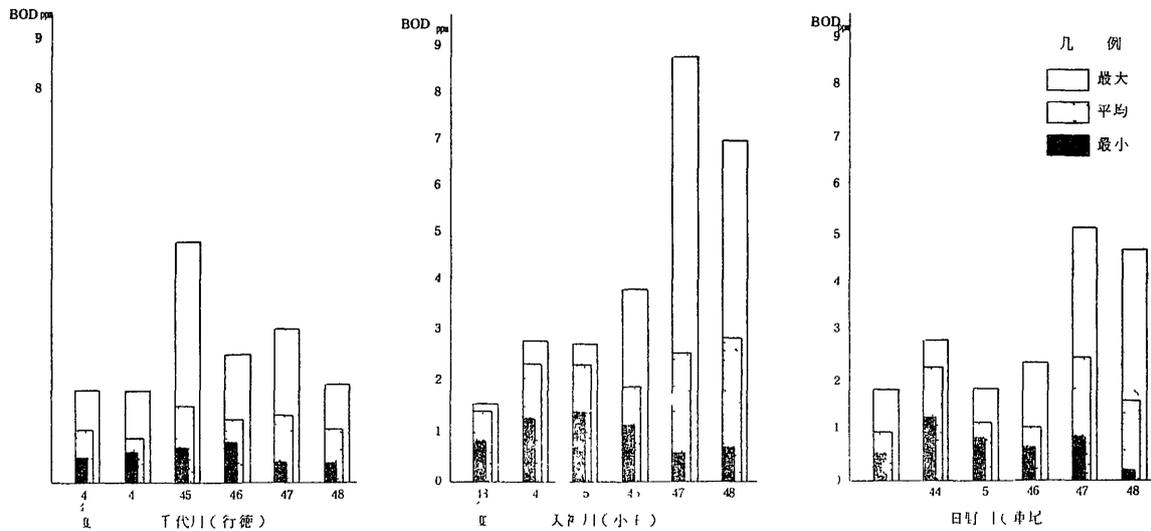


表 18 三大河川の水質測定結果表

河川名		地点名	調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌群数 100m.l.	
千 代 川	千 代 川	毛谷	12	6.8	10.6	0.7	3.0	45×10 ² ~79×10 ³	
		市瀬	12	7.0	10.4	0.7	5.0	13×10 ² ~92×10 ⁴	
		佐貫	12	7.1	10.6	1.2	4.5	68×10~14×10 ⁴	
		稲常	16	7.3	10.8	1.0	4.6	11×10 ² ~49×10 ³	
		行徳	20	6.9	10.1	1.1	11.2	20×10 ² ~35×10 ⁴	
		秋里	18	7.0	9.7	1.4	6.3	49×10 ² ~33×10 ⁵	
		賀露	12	7.2	9.3	2.0	8.2	22×10 ² ~24×10 ⁵	
		水 系	佐治川	別府	12	7.0	10.4	0.7	3.8
水 系	八 東 川	岸野	12	6.8	10.6	0.5	2.5	78×10~35×10 ⁴	
		万代寺	12	7.0	10.4	0.7	3.8	17×10 ² ~24×10 ⁴	
		米岡	12	7.0	10.9	0.7	2.7	11×10 ² ~24×10 ⁴	
		私都川	下門尾	12	6.9	10.4	1.3	10.0	11×10 ² ~92×10 ⁴
天 神 川	天 神 川	穴鴨	12	6.9	10.1	0.6	3.5	68×10~13×10 ⁴	
		今泉	12	6.9	10.2	0.6	2.7	11×10 ² ~49×10 ³	
		大原	23	6.9	10.9	1.2	4.0	13×10 ² ~13×10 ⁵	
		小田	23	7.0	9.8	2.9	10.0	49×10 ² ~14×10 ⁵	
		田後	35	6.9	10.2	2.1	6.5	78×10 ² ~35×10 ⁴	
	三徳川	片柴 横手	12 12	7.0 7.1	10.1 10.7	0.7 1.0	3.4 3.6	22×10 ² ~70×10 ³ 22×10 ² ~16×10 ⁵	
水 系	加 茂 川	森	12	6.9	10.1	0.6	4.2	18×10~46×10 ³	
		小 鴨 川	今西	12	7.1	10.2	0.7	3.7	78×10~13×10 ⁴
			関金	23	7.0	10.4	0.9	3.1	20×10 ² ~24×10 ⁵
			河原町	23	7.1	11.0	0.8	3.8	20×10 ² ~16×10 ⁵
国府川	福光	23	7.0	10.7	1.1	6.1	33×10 ² ~13×10 ⁵		
日 野 川 水 系	日 野 川	生山	12	7.3	10.7	0.7	2.5	68×10~13×10 ⁴	
		下榎	12	7.0	10.4	0.9	3.3	73×10~92×10 ³	
		溝口	12	7.1	10.9	0.7	3.5	20×10~24×10 ⁴	
		八幡	23	7.3	11.1	2.0	7.7	33×10 ² ~18×10 ⁴	
		車尾	29	7.2	10.8	1.6	12.6	17×10 ² ~89×10 ⁴	
		皆生	28	7.0	9.1	2.2	11.2	45×10 ² ~15×10 ⁵	
		板井原川	高尾	12	7.2	10.3	0.6	3.2	20×10~24×10 ⁴
	法勝寺 川	法勝寺 福市	12 23	7.0 7.0	10.1 9.8	0.9 2.4	6.6 28.1	78×10~92×10 ⁴ 75×10 ² ~28×10 ⁵	

図6 二大河川の水質(BOD)経年変化



b 都市河川

鳥取市の旧袋川、倉吉市の玉川、米子市の旧加茂川の水質をBODでみれば旧袋川は年平均11~93ppm、最高190ppm（弁天橋）、玉川は年平均0.7~251ppm、最高852ppm（西仲町）、旧加茂川は年平均175~376ppm、最高846ppm（灘町橋）であり、都市河川はいずれも著しく汚染されている。

都市河川の水質を昭和47年度と昭和48年度のBODで比べてみると、旧袋川の水質は昭和47年度の最高318ppmに比べて昭和48年度は190ppmと低くなっているが、平均値でみると昭和47年度（0.7~108ppm）よりわずかにきれいになっている。

玉川の水質は昭和47年度の最高値1528ppmに比べ昭和48年度は852ppmと低くなっているが平均値でみると昭和47年度（10~274ppm）よりわずかにきれいになっている。

旧加茂川の水質は昭和47年度の平均値312~756ppmに比べ昭和48年度は175~376ppmときれいになっている。

図 7 都市河川のBOD測定結果図

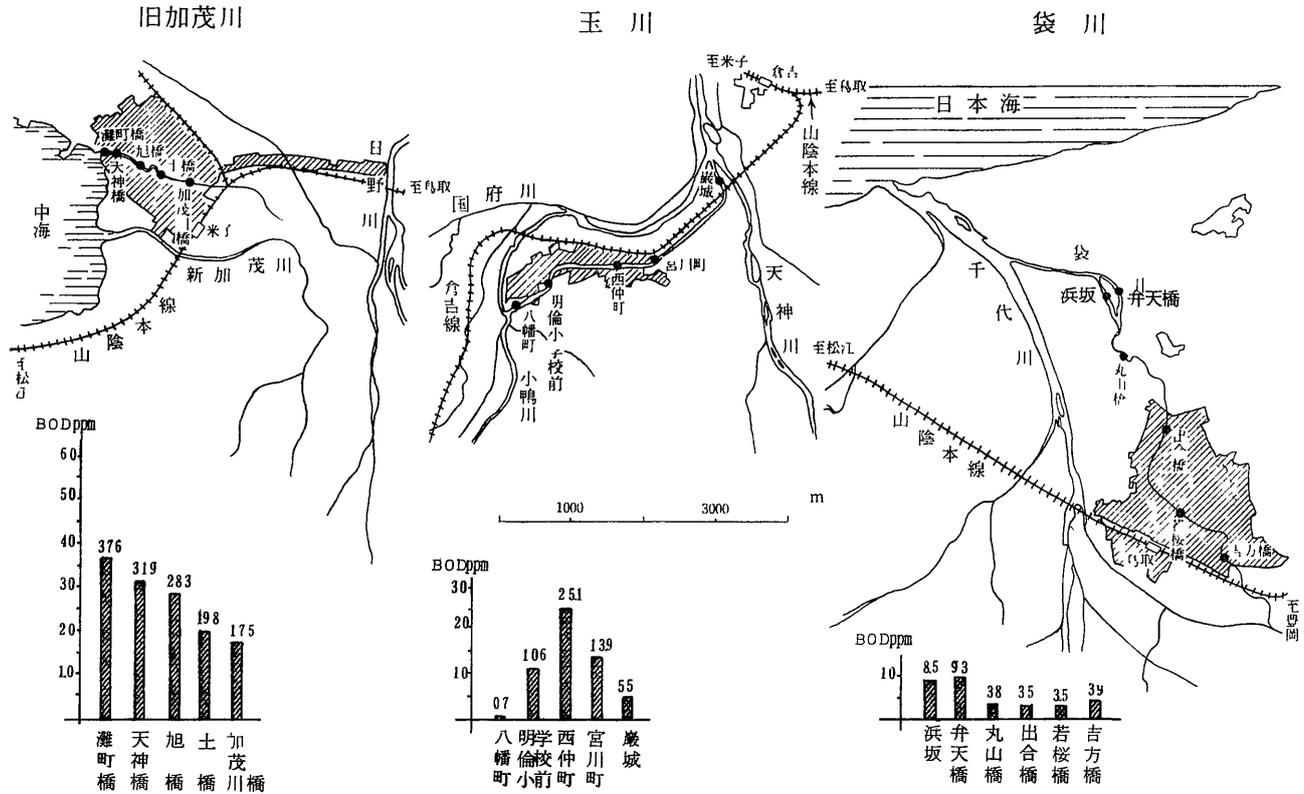


表 19 都市河川の水質結果表

河川名	地点名	調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100ml
旧袋川	浜坂	12	7.0	4.0	8.5	2.93	$5.4 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$
	弁天橋	12	6.9	3.6	9.3	2.05	$2.4 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^7$
	丸山橋	12	6.8	4.7	3.8	1.68	$1.3 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^6$
	出合橋	24	7.0	7.0	3.5	1.80	$1.8 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^6$
	若桜橋	12	7.0	7.5	3.5	2.96	$3.3 \times 10^2 \sim 1.6 \times 10^7$
	吉方橋	12	7.0	8.1	3.9	1.77	$1.8 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^6$
玉川	巖城	12	7.6	5.4	5.5	2.66	$1.3 \times 10^4 \sim 1.2 \times 10^6$
	宮川町	12	6.8	4.7	13.9	3.23	$3.3 \times 10^4 \sim 9.5 \times 10^6$
	西仲町	12	6.8	6.9	25.1	2.42	$2.4 \times 10^4 \sim 2.2 \times 10^6$
	明倫小学校前	12	6.9	8.7	10.6	1.81	$1.4 \times 10^4 \sim 1.6 \times 10^6$
	八幡町	12	7.1	10.4	0.7	1.23	$9.0 \times 10^4 \sim 3.5 \times 10^3$
旧加茂川	灘町橋	12	6.7	4.0	37.6	5.26	$2.4 \times 10^4 \sim 9.2 \times 10^6$
	天神橋	12	6.8	4.3	31.9	3.11	$2.4 \times 10^4 \sim 2.2 \times 10^6$
	旭橋	12	6.8	5.3	28.3	2.06	$1.7 \times 10^4 \sim 1.2 \times 10^6$
	土橋	12	6.7	5.4	19.8	2.20	$1.3 \times 10^4 \sim 7.9 \times 10^6$
	加茂川橋	12	6.7	6.3	1.75	1.89	$2.4 \times 10^4 \sim 5.4 \times 10^6$

二級河川

県内の主要二級河川である蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川の各3地点について年4回行った調査結果をBODで見ると蒲生川は中流の太田、恩志は何れも0.6ppmと清浄であるが河口に近い本庄では1.4ppmとなっている。塩見川は3地点（細川、毎士、箭溪）共1.4ppmである。河内川は宝木、宿、来日で0.4~0.9ppmで清浄である。勝部川は吉川では0.7ppmで清浄であるが支流の日置川の善田では1.5ppm、日置川と合流後の青谷で1.3ppmとなっている。由良川は本流の東亀谷では0.6ppmで清浄であるが支流の円城寺川穴沢で2.0ppm、円城寺川と合流後の瀬戸で2.5ppmとなっている。加勢蛇川は下流の上伊勢は0.6ppmで清浄であるが上流の三本杉で1.3ppm、中流の八反田で2.2ppmとなっている。阿弥陀川は坊領、所子で0.6~1.1ppmで支

流の川手川原で1.0 ppmである。佐陀川は上流の福万3.1 ppm、下流の佐陀3.5 ppmで、上流、下流共水質は汚染されている。また支流の野本川吉長で1.2 ppmとなっている。

水質汚濁状況を昭和47年度と昭和48年度のBOD 比較すると河内川(1.0~2.7 ppm → 0.4~0.9 ppm)、勝部川(0.8~1.9 ppm → 0.7~1.5 ppm)は昭和47年度に比べ水質は良くなっており、蒲生川(0.4~0.7 ppm → 0.6~1.4 ppm)、加勢蛇川(0.4~0.6 ppm → 0.6~2.2 ppm)、阿弥陀川(0.4~0.9 ppm → 0.6~1.1 ppm)、佐陀川(1.0~1.2 ppm → 1.2~3.5 ppm)の水質は悪化している。塩見川は昭和47年度0.9~1.7 ppmが昭和48年度1.4 ppmとなっており、由良川は昭和47年度1.5~2.1 ppmが昭和48年度0.6~2.5 ppmとなっている。

図8 二級河川BOD測定結果

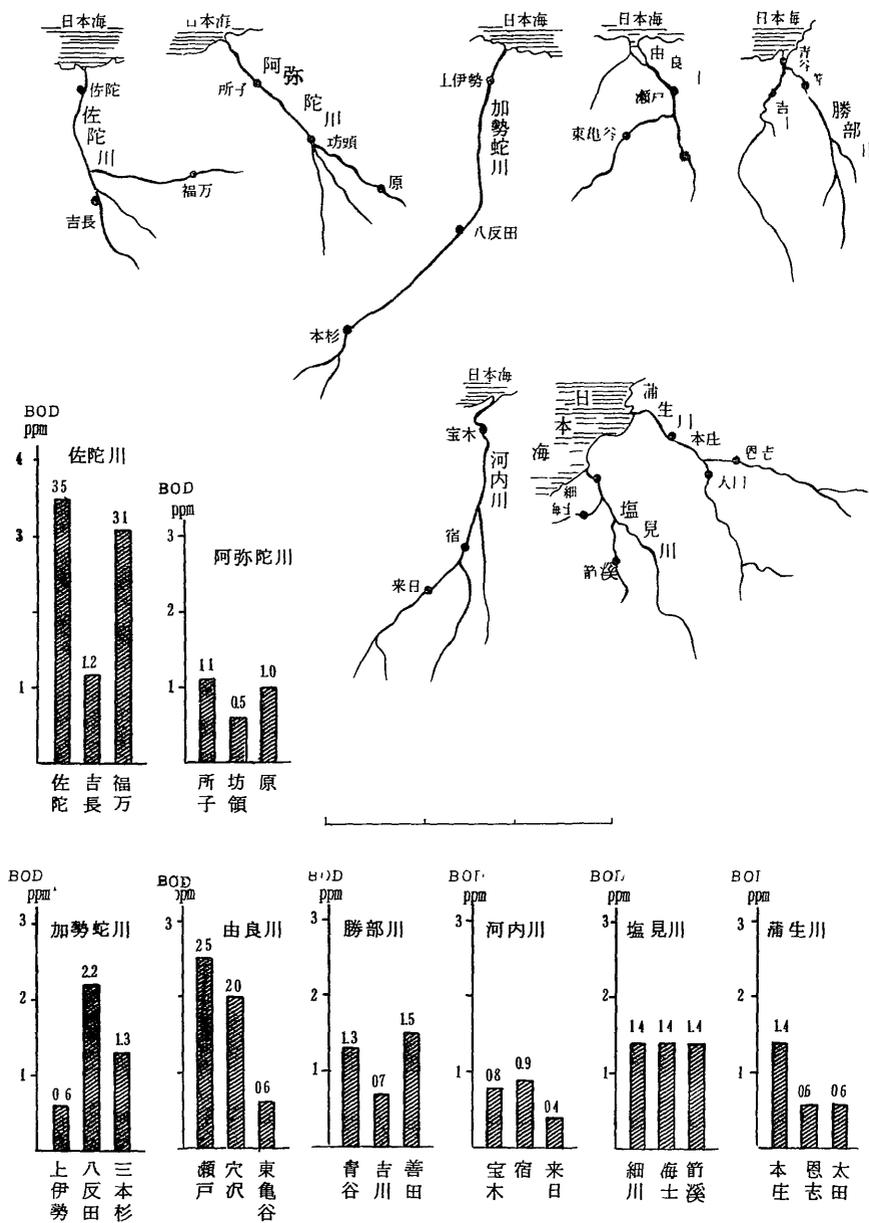


表 2 0 二級河川の水質測定結果表

河川名	地点名	調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌数 MPN/100 ml
蒲生川	本庄	4	7.3	1.14	1.4	8.1	$78 \times 10^1 \sim 7.9 \times 10^3$
	恩志	4	7.0	1.04	0.6	4.7	$33 \times 10^1 \sim 7.9 \times 10^3$
	太田	4	6.8	9.5	0.6	7.1	$2.0 \times 10^1 \sim 1.6 \times 10^5$
塩見川	細川	4	6.9	8.0	1.4	7.0	$33 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$
	海士	4	6.7	6.5	1.4	6.6	$35 \times 10^3 \sim 5.4 \times 10^4$
	箭溪	4	6.8	9.3	1.4	4.2	$23 \times 10^2 \sim 1.6 \times 10^5$
河内川	宝木	4	6.7	8.9	0.8	4.2	$23 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^3$
	宿	4	6.9	8.9	0.9	2.4	$23 \times 10^2 \sim 35 \times 10^4$
	来日	4	7.1	9.9	0.4	2.7	$17 \times 10^2 \sim 27 \times 10^3$
勝部川	青谷	4	7.2	8.6	1.3	4.3	$17 \times 10^4 \sim 5.4 \times 10^4$
	吉川	4	7.1	1.04	0.7	3.5	$33 \times 10^2 \sim 22 \times 10^3$
	善田	4	6.8	8.7	1.5	14.9	$46 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$
由良川	瀬戸	4	6.4	7.3	2.5	23.8	$7.0 \times 10^3 \sim 5.4 \times 10^4$
	穴沢	4	6.5	8.0	2.0	29.9	$33 \times 10^3 \sim 22 \times 10^4$
	東亀谷	4	6.8	9.3	0.6	11.5	$33 \times 10^3 \sim 22 \times 10^4$
加勢蛇川	上伊勢	4	7.0	10.5	0.6	1.5	$2.0 \times 10^1 \sim 1.1 \times 10^4$
	八反田	4	7.1	10.5	2.2	1.7	$2.0 \times 10^1 \sim 2.4 \times 10^5$
	三本杉	4	6.9	10.6	1.3	1.5	$2.0 \times 10^1 \sim 4.0 \times 10^2$
阿弥陀川	所子	4	7.2	10.4	1.1	2.0	$22 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^3$
	坊領	4	7.2	10.3	0.6	1.5	$78 \times 10^1 \sim 1.1 \times 10^3$
	原	4	7.2	10.2	1.0	1.8	$78 \times 10^1 \sim 1.7 \times 10^3$
佐蛇川	佐陀	4	7.0	9.8	3.5	8.8	$7.9 \times 10^3 \sim 5.4 \times 10^4$
	吉長	4	6.8	9.8	1.2	4.5	$7.0 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^4$
	福万	4	7.1	10.1	3.1	7.2	$4.0 \times 10^1 \sim 1.6 \times 10^5$

イ 湖 沼

a 湖 山 池

湖山池の水質は、4地点の年平均値はPH7.9~8.0、DO9.5~10.4 ppm

COD5.4~5.9 ppm、SS 9.9~13.6 ppm で各測定点の水質の差は少なく池全体が汚濁している。

湖山池は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみるとPHは4地点計48回測定のうち13回環境基準を満足しておらず、DO、大腸菌群数は環境基準を満足している。また、CODは48回測定のうち47回環境基準を満足しておらず、年平均値でみれば類型に該当している。

水質汚濁状況を昭和47年度と昭和48年度のCODで比較すると、昭和47年度4.7~5.7 ppmが昭和48年度5.4~5.9 ppmとなっており水質の悪化が進んでいる。

b 東郷池

東郷池の水質は、A地点の年平均値はPH8.8~8.9、DO10.0~11.8 ppm、COD7.8~8.2 ppm、SS 17.3~22.4 ppmでPHは高いアルカリ性を示しているが、これはプランクトン発生による炭酸同化作用に起因すると考えられる。

また、CODでみれば汚濁が著しく県内で最も汚濁が進んでいる湖沼である。

東郷池は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみるとDOは環境基準を満足しているがPHは4地点計48回測定のうち39回環境基準を越える高いアルカリ性を示している。CODは48回測定のうち48回環境基準を満足しておらず、年平均値でみれば類型Cあるいは類型Cより悪い値となっている。SSは47回測定のうち43回環境基準を満足しておらず年平均値でみれば類型Cに該当している。大腸菌群数は48回測定のうち10回環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和47年度と昭和48年度のCODで比較すると昭和47年度6.1 ppmが昭和48年度7.8~8.2 ppmとなっており水質の悪化が進んでいる。

c 多鯰池

多鯰池の水質は、3地点の年平均値はPH6.8、DO7.9~8.8 ppm、COD3.8~3.9 ppm、SS 4.2~6.2 ppmでCODでみれば汚染された湖沼といえる。

水質汚濁状況を昭和47年度と昭和48年度のCODで比較すると昭和47年度2.8~3.1 ppmが昭和48年度3.8~3.9 ppmとなっており水質の悪化が

進んでいる。

d 中 海

中海の水質は、9地点の年平均値でみるとPH8.0～8.5、DO6.9～8.7ppm、COD4.3～7.7ppm、SS9.4～34.2ppmで、CODでみれば米子湾が最も汚染された水域で5.9～7.7ppmであり、境水道は4.3～4.5ppmで測定点の中では汚濁の少ない地点である。

中海は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみるとPHは環境基準を満足しているが、DOは149回測定のうち72回環境基準を満足していない。CODは128回測定のうち109回環境基準を満足しておらず、特に米子市彦名地先及び米子湾はすべての測定値が環境基準を越えている。またCODの年平均値でみれば水質は類型Cあるいは類型Cより悪い値となっている。SSは84回測定のうち63回環境基準を満足しておらず年平均値でみれば類型B～Cに該当している。大腸菌群数は186回測定のうち44回環境基準を満足しておらず特に米子湾は53回測定のうち29回環境基準を越えている。

水質汚濁状況を昭和47年度と昭和48年度のCODで比較すると昭和47年度2.0～6.0ppmが昭和48年度4.3～7.7ppmとなっており水質の悪化が進んでいる。

図9 湖山池のCOD測定結果図

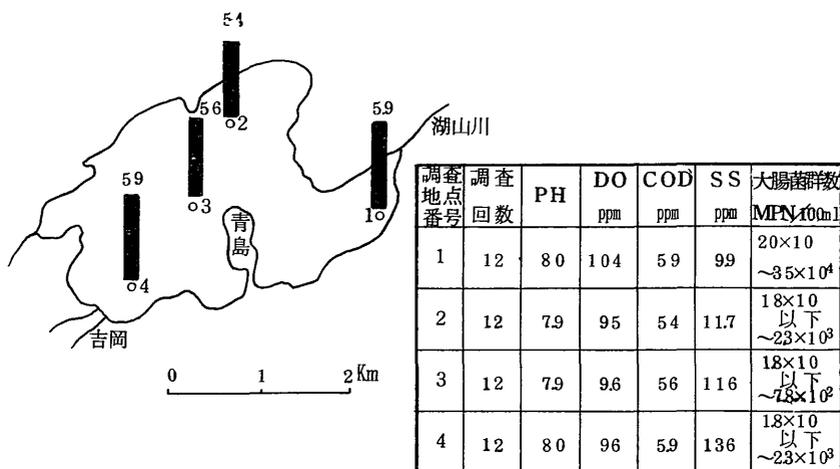


図 10 東郷池の COD 測定結果図

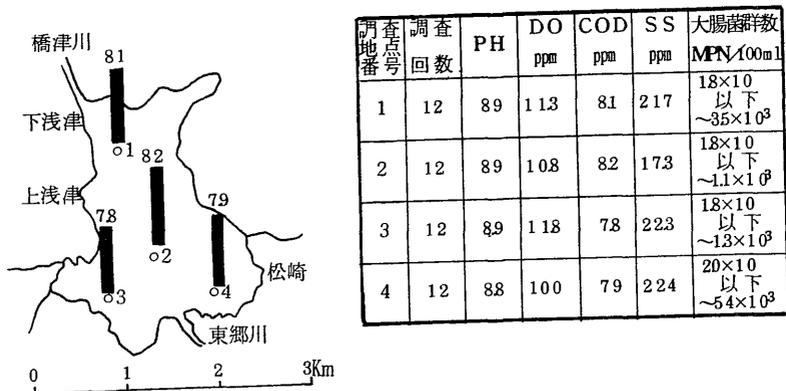


図 11 多鯰ヶ池の COD 測定結果図

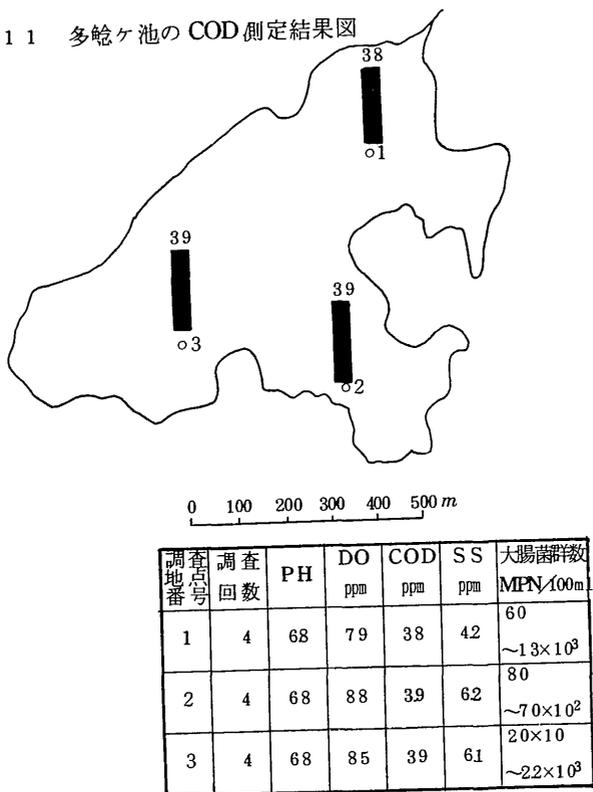


図 1 2 中海の COD 測定結果

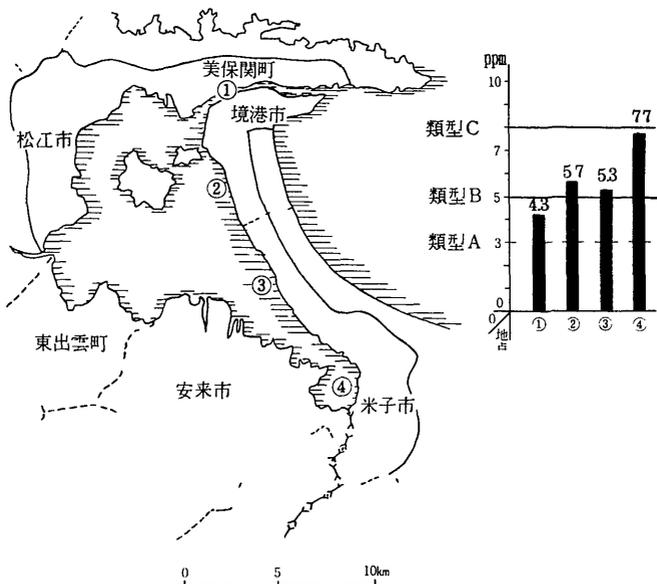


表 2 1 中海の水質測定結果表

調査地点番号 (Investigation Point No.)	調査回数 (Investigation Times)	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100ml (Coliform Count)
1	21	8.2	8.3	4.3	13.3	$2.0 \sim 3.5 \times 10^3$
2	22	8.1	8.3	5.7	9.4	$2.0 \sim 2.4 \times 10^4$
3	22	8.0	7.3	5.2	11.4	18 以下 1.6×10^4
4	23	8.2	8.7	7.7	21.2	$2.0 \times 10 \sim 1.6 \times 10^5$

ウ 海 域

a 美保湾

美保湾の水質は、15地点の年平均値はPH8.4~8.5、DO7.9~8.9 ppm、COD1.4~3.2 ppm、油分不検出で、CODでみれば境水道の水が流入する地点が最も悪く3.2 ppmであり、ついで境港市福定町地先2.6 ppm、日野川河口附近の3地点2.4~2.6 ppm、その他の10地点では1.4~2.2 ppmとなっている。

美保湾は境港外港湾計画水域は類型B、その他の水域は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみると類型Bの水域の水質はDO、COD、大腸菌群数、油分は全測定値が環境基準を満足しているが、PHは12回測定のうち9回環境基準を満足していない。類型Aの水域の水質は、PHは境水道出口附近は12回測定のうち環境基準を越える値は1回であるがその他の地点では全域にわたり環境基準を越えた数値が多く13地点100回測定のうち77回環境基準を満足していない。DOは14地点計98回測定のうち29回満足していない。CODは14地点計112回測定のうち51回環境基準を越えており、特に境水道出口附近が12回測定のうち8回、日野川河口附近が3地点計36回測定のうち19回と環境基準を越えた数値が多い。年平均値でみるとA~Bに該当している。大腸菌群数、油分は全測定点共環境基準を満足している。

水質汚濁状況は昭和47年度と昭和48年度のCODで比較すると、昭和47年度1.2~1.9 ppmが昭和48年度1.6~3.2 ppmとなっており水質の悪化が進んでいる。

b 日本海沿岸海域

日本海沿岸海域の水質は、距岸1kmの沖合8地点及び18海水浴場で測定を行ったが、距岸1kmの8地点ではPH8.3~8.4、COD1.5~2.7 ppm、18海水浴場ではPH8.0~8.4、COD0.1~0.5 ppm(アルカリ法)となっている。

日本海沿岸海域は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみると距岸1kmの8地点ではPHが4地点、CODが3地点環境基準を満足していない。海水浴場ではCOD、油分は環境基準を満足しているが、PHが4地点、DOが15地点環境基準を満足していない。

図 1 3 美保湾の COD 測定結果図

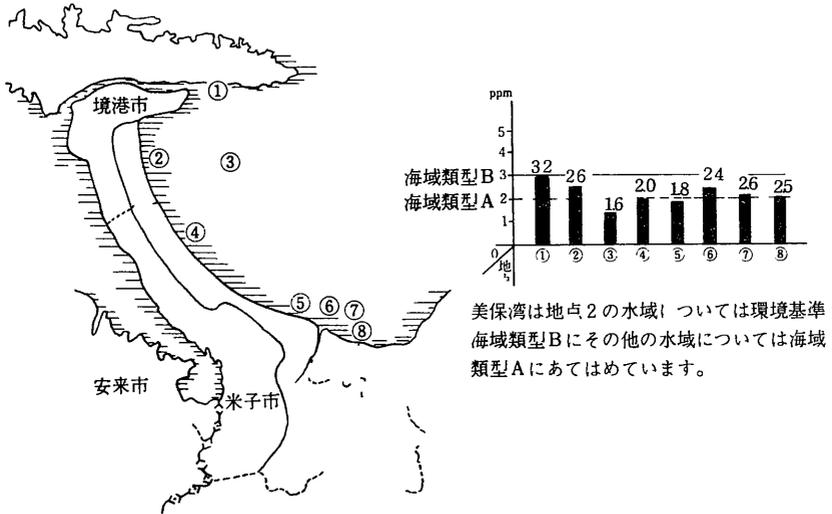
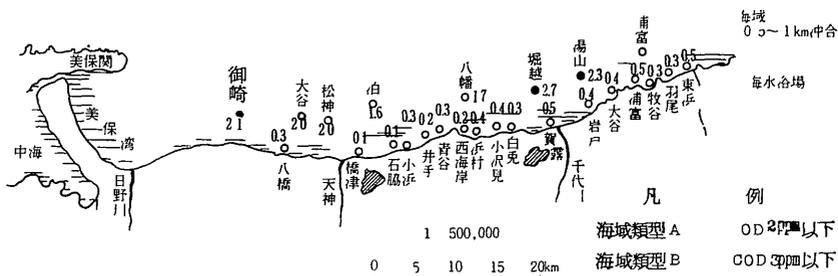


表 2 2 美保湾の水質測定結果表

調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml	油分 ppm
1	12	84	83	3.2	18以下 \sim 16×10^3	ND
2	12	15	79	26	18以下 \sim 14×10^2	ND
3	12	85	89	16	18以下 \sim 79×10	ND
4	12	84	83	2.0	$20 \sim 35 \times 10^2$	ND
5	12	85	81	1.8	$20 \sim 54 \times 10^2$	ND
6	12	84	83	2.4	18以下 \sim 24×10^3	ND
7	12	85	83	2.6	$20 \sim 24 \times 10^3$	ND
8	12	84	82	2.5	$20 \sim 16 \times 10^4$	ND

図 1 4 日本海沿岸海域の COD 測定結果図



第 2 節 水質汚濁防止対策

1 環境基準のあてはめ

水質汚濁に係る環境基準は昭和 45 年 4 月 21 日に閣議決定された。この環境基準は、人の健康保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準からなっている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、かつ、ただちに達成維持するものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じて知事があてはめるとされており、県下の公共用水域のうち千代川、天神川、日野川、湖山池、東郷池、中海、美保湾及び日本海沿岸海域について、水質汚濁に係る環境基準の水域類型のあてはめを行ない これを水質保全行政の目標としている。

表 2 3 主要水域の環境基準

水 域 名	告 示 年月日	類 型	環境基準の 達成期間	基 準 値						
				PH	BOD ppm 以下	COD ppm	SS ppm 25以下	DO ppm 7.5以上	大腸菌 群数 MPN 100ml 以下	油分 ppm
千代川上流(有富川との合流点から上流) 天神川上流(小鴨川との合流点から上流) 日野川上流(日野橋から上流)	46 9・14	河川	AA 直ちに達成する。	6.5~ 8.5	ppm 以下	ppm	ppm 25以下	ppm 7.5以上	MPN 100ml 以下	ppm
千代川下流(有富川との合流点から下流) 天神川下流(小鴨川との合流点から下流) 日野川下流(日野橋から下流)	46 9・14	河川	A 直ちに達成する。	6.5~ 8.5	2以下		25以下	7.5以上	1000 以下	
湖山池全域 東郷池全域 斐伊川水系の中海及び境水道	46 9 14 47・10・31	湖沼	A 5年以内で 可及的すみ やかに達成 する。	6.5~ 8.5		3以下	5以下	7.5以上	1000 以下	
美保湾(計画港湾施設内の海域) 美保湾(その他の海域) 鳥取県地先海域(美保湾を除く)	48・3 20 48・3 30	海域	B 直ちに達成 する。 A 5年以内で 可及的すみ やかに達成 する。 A 直ちに達成 する。	7.8~ 8.3 7.8~ 8.3		3以下 2以下		5 以上 7.5 以上	1000 以下	検出さ れない こと。 検出さ れない こと。

2 環境基準達成のための施策

環境基準の類型あてはめを行った水域のうち、特に水質汚濁の進行が見られる湖山池と東郷池、中海、美保湾については5年以内に可及的すみやかに環境基準を達成するための各種の施策を推進している。

表 2 4 湖山池、東郷池、中海及び美保湾の環境基準達成のための施策

施 策 の 名 称	湖山池	東郷池	中 海	美保湾
公共下水道の整備促進	○	○	○	○
工場・事業場の排水規制強化			○	○
し尿処理施設、家畜の飼養施設の適正な維持管理の強化	○	○	○	○
清掃事業の強化	○	○		
湖沼、河川の整備の推進	○	○	○	
浄化水の導入	○	○		
栄養塩類の実態の解明			○	
底質の対策	○	○	○	
適正な土地利用計画の策定	○	○		○
動力船の使用制限	○	○		

3 水質汚濁規制

排水規制については水質汚濁防止法、上乗せ条例及び鳥取県公害防止条例による規制を行っている。上乗せ条例による規制は、中海、美保湾水域（米子市、境港市、日吉津村）を適用区域とし1日の平均的な排出水の量が25 m^3 以上の工場事業場を規制対象として、昭和48年11月1日から適用した。

排出基準は当初水質汚濁防止法の一般基準（BOD、COD平均120ppm、最大160ppm、SS平均150ppm、最大200ppm）と暫定基準（BOD、COD平均200～1,800ppm、最大260～2,300ppm、SS平均250～1,500ppm、最大330～2,000ppm）とするが、昭和51年11月1日以降は一般基準を適用する。ただし、美保湾海域の汚濁負荷量の約80%をしめるパルプ工場に対しては、ルブ製造業、木材化学工業について段階的に排出基準の規制を強化し、昭和52年3月からは一般基準よりきびしい基準を適用することとした。

鳥取県公害防止条例による規制は、1日の平均的な排出量50 m^3 以上の旅館業、集団給食施設についてはBOD、CODを規制項目とし、トフムかん更生業、鉄道業、自動車整備業、カソリンステーション等については油分を規制項目とし昭和47年4月1日から規制を行っている。

水質汚濁の発生源である工場、事業場についてみると、水質汚濁防止法で届出が義務づけられた特定事業場は1027事業場あるが、このうち排出水の排出基準の適用を受ける特定事業場は、カドミウム等有害物質を排出する特定事業場5事業場、BOD又はCOD等の項目が規制される〔1日当りの平均排出水の量が50立方メートル以上（米子市、境港市、日吉津村においては1日当りの平均的排出水の量が25立方メートル以上）〕の特定事業場は131事業場である。

鳥取県公害防止条例では、届出が義務づけられた污水関係特定事業場は918事業場で、このうち排出水の排出基準の適用を受ける污水関係特定事業場が84事業場ある。

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例による工場、事業場の指導状況は立入検査事業場874件、このうち水質調査事業場385件、排水基準に違反している事業場116件で違反率30%となっている。

これらの違反に対して、改善を指示した事業場が60事業場で、このうち2事業場（メキ工場1 金属製品製造工場1）に対して改善命令の措置を取った。

表 2 5 水質汚濁防止法の特定事業場一覧表 (昭和 4 9 年 3 月 3 1 日現在)

保健所名 事業場の区分	鳥取		郡家		浜村		倉吉		米子			根雨		合計		
	届出	50m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	届出	50m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
1-2 家畜飼養施設	22	1	25				32	2	15			10		104	3	
2 畜産食料品製造業	5	2	5		3		7	2	7	3				27	7	
3 水産食料品製造業	37	3			1		16	2	70	9	10			124	14	10
4 野菜果実の保存食料品製造業	1	1	6				8	4	1					19	2	
5 みそ、醬油、ソース、食酢等製造業	3		2		5		12	20				1		43		
8 パン、菓子製造業、製めん業	2						5	5	2	1				12	2	1
9 米菓製造業			1				3	1						4	1	
10 飲料製造業	3		10		2		15	1	16	2	4	4		50	3	4
12 動植物油脂製造業			1						4	1		1		6	1	
16 めん類製造業	4		3		1		8	1	10		2	1		27	1	2
17 豆腐、煮豆製造業	23		48		17		58	45				14		205		
19 紡績業、繊維製品製造業					1	1	6	2	6					13	3	
22 木材薬品処理業			1											1		
23 パルプ、紙、紙加工品製造業	2	2	21	2	37	6	1	1	1	1				62	12	
54 セメント製品製造業	5		8		2		7		8		1	2		32		1
55 生コンクリート製造業	5		3				5	2	6	1	4	1		20	3	4
59 砕石業	4		4				2		1			5		16		
60 砂利採取業							3	2						3	2	
61 鉄鋼業									1		1			1		1
62 非鉄金属製造業									1	1				1	1	
64 ガス供給業	3	3							1	1				4	4	
65 酸又はアルカリによる表面処理	7	4					3	2	2	1	1			12	7	1
66 電気メッキ施設	3	2							1					4	2	
67 洗濯業	11		13		11		41	65		1	6			147		1
68 写真現像業	1													1		
69 と畜場							1	1	1	1				2	2	
71 自動式車輛洗浄施設	17						6	28	3	6	2			53	3	6
72 し尿処理施設	13	8			1		1	1	12	11	1	1	1	28	21	1
73 下水道終末処理施設	2	2												2	2	
74 特定事業場から排出される水の処理施設									4	3				4	3	
	173	28	151	2	81	7	240	20	334	41	32	48	1	1,027	99	32

(注) 中海・美保湾水域(米子市、境港市、日吉津村)は上乘せ条例の制定により排水量 25m³/日以上が規制の対象となっている。

表 2 6 鳥取県公害防止条例の汚水関係特定施設一覽表

(昭和 4 9 年 3 月 3 1 日現在)

保健所 排水量 汚水 関係特定施設	鳥 取		郡 家		浜 村		倉 吉		米 子		根 雨		合 計	
	届 出	50 m ³ /日 以上												
旅 館	37	7	25	—	22	11	162	38	160	12	38	—	444	68
集団給食施設	10	—	9	—	3	—	15	5	18	6	2	1	57	12
ドフム缶更生業	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—
車輛洗淨施設	60	—	56	—	19	—	137	3	101	1	43	—	416	4
計	107	7	90	—	44	11	314	46	280	19	83	1	918	84

表 2 7 工場、事業場の指導状況 (昭和 4 8 年度)

区 分	立入検査 事業場 延 件 数	排水調 査事業場 延 件 数	違 業 反 事 業 場 延 件 数	改善指導 延 件 数	改善命令 件 数
水質汚濁防止法の工場 事業場	677	283	78	43	2
鳥取県公害防止条例の 工場、事業場	197	102	38	15	—
合 計	874	385	116	58	2

第3章 騒音

第1節 騒音の現況

騒音は日常生活に最も関係の深い公害問題であるが、その発生源は多種多様であり、音量・音質・発生時間等によって、受ける被害も異なるため、多数の苦情が発生している。

昭和48年度の公害苦情件数330件のうち、騒音苦情は52件(16%)となっているが、苦情の内容を発生源別にみると、金属・木材・石材等の加工工場から発生する騒音苦情が大半を占めており、特に製材所については搬入された原木の積み卸しの際の振動を伴う騒音苦情が7件みられる。これら工場騒音の苦情は、住居と工場が混在している地域に多く、工場も比較的小規模のものが多いうえ、発生源が固定しているため、継続して苦情の対象となりやすいものである。

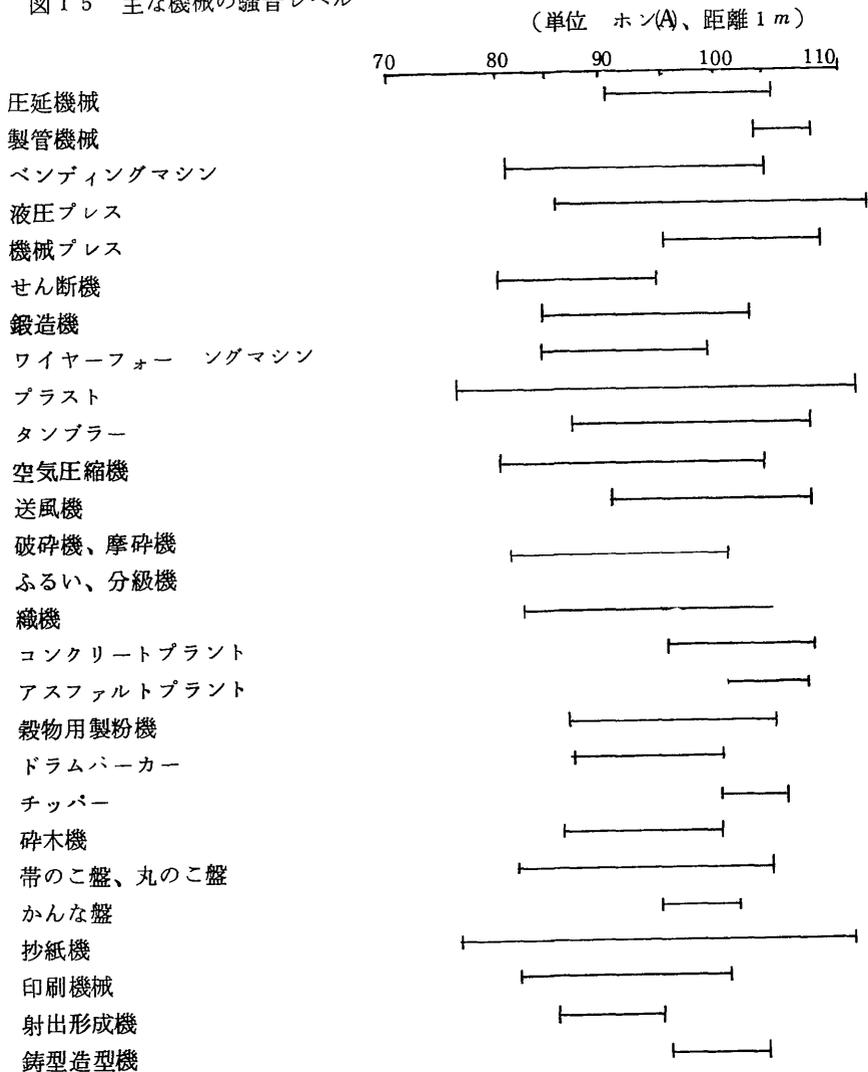
次いで、冷房用のクーリングタワー、揚水ポンプ、冷却機のモーター、給湯ボイラー等の機械音による苦情が多く、特に深夜における騒音が問題となっている。

この他建設作業に伴う騒音、大型自動車の走行等に伴う騒音等の苦情があるが自動車騒音については、自動車の保有台数、走行量の増加、車の大型化等に伴って、今後大きな影響を与えるものと考えられる。

表27 一般的な騒音レベル

難聴 起 作 業 能 率 の 低 下	会 話 了 解 の 低 下	心 理 的 反 応 (不 快 感)	ホノ	状	況
			130	最大可聴限界	
			120	飛行機のエンジンノの近く	
			110	自動車のクックション、船の機関室内	
			100	高速列車の近傍	
			90	組立工場、やかましい地下鉄	
			80	交通のはげしい交差点	
			70	電話のヘル(1m)	
			60	会話(1m)、一般の事務室内	
			50	普通の事務室、静かな住宅地	
			40	静かな図書館	
			30	深夜、ラジオ、テレビ放送のスタジオ内	
			20	人のささやき	
			10	木の葉の音	
			0		

図 1 5 主な機械の騒音レベル



自動車騒音調査

48年6月、環境週間(6月5日～11日)の行事の一環として、鳥取市、倉吉市、米子市の市街地の中心地において、自動車排出ガス調査とあわせて、自動車騒音の測定を実施した。結果は表29のとおりである。

各測定地点とも運行車両台数に比例して増減がみられるが騒音は平均65～74ホン(A)で前回(46年10月)の調査と比べ、騒音レベルに若干増加が見られた。中央地の最高は鳥取市日本旅行センター前の79ホン(A)、最低は倉吉市倉吉駅前の64ホン(A)であった。これら測定値は、交差点付近で測定したため、通常の自動車走行パターンとは異なっていることもあって、環境基準を上回ってはいるが、各地点とも5回の測定値の平均値は自動車騒音に係る許容限度を下回っている。

表29 自動車騒音測定結果

市名	測定地点	騒音レベルA中央値(ホン)			車両数 (台/10分)	測定 年月日
		最低	最高	平均		
鳥取市	鳥取駅前	70	73	71	139	S4867) 68
	日交旅行センター前	72	79	74	336	
	みかど会館前	70	76	73	200	
	鳥取県庁前	67	70	68	262	
	五蔵円前	68	70	69	152	
倉吉市	小林薬局前	67	70	68	145	S4865) 66
	倉吉駅前	64	67	65	86	
	宮川町ローター	65	69	67	224	
米子市	高島屋前	70	75	73	374	S4864) 65
	山陰合銀米子支店前	70	76	73	295	
	中国電力前	72	76	74	253	
	茶町角	68	75	71	167	
	米子駅前	69	74	72	268	

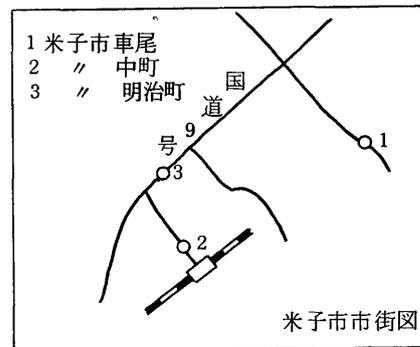
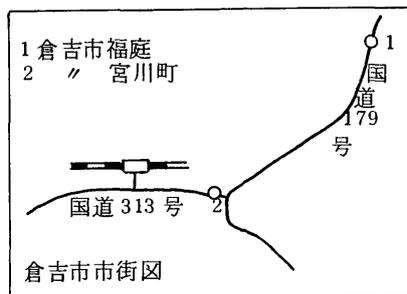
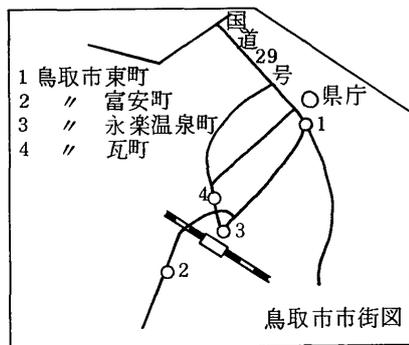
備考 測定は8時 10時 12時 14時及び17時の5回実施した。

表 3 0 自動車交通量の推移

市名	路線名	観測地点名	自動車台数							対前回比
			昭和28年	昭和33年	昭和37年	昭和40年	昭和43年	昭和46年	昭和49年	
鳥取市	一般国道29号	鳥取市東町	—	—	—	5182	9208	13516	15012	111
	〃 53号	〃 富安町	—	—	—	7536	10555	13134	12629	096
	主要地方道鳥取停車場線	〃 永楽温泉町	1543	1,958	4,527	6,109	7853	9,638	9,073	094
	一般県道西町鳥取停車場線	〃 瓦町	1,619	1,850	2,878	4,159	6,095	7,065	6,258	089
倉吉市	一般国道179号	倉吉市福庭	355	435	823	2,088	4,058	6,846	6,703	098
	〃 313号	〃 宮川町	—	2,643	5,242	6,582	10,367	8,855	7,166	081
米子市	一般国道9号	米子市車尾	616	1,287	2,380	5,220	10,535	17,211	18,623	108
	〃 9号	〃 中町	—	—	—	—	12,804	16,359	17,983	110
	主要地方道米子停車場線	〃 明治町	1,612	4,676	6,231	7,866	10,354	9,536	7,746	081

備考 自動車台数は、観測日（春季2日、秋季2日）の一日平均（12時間）の台数である。昭和49年のデータは春季分のみ。

図 1 6 自動車台数の観測地点図



第2節 騒音防止対策

1 騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

環境基準

環境基準は、地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分			該当地域
	昼間	朝夕	夜間	
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域。
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	

- (注) 1 AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とすること。
 2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
 3 Bをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 法、条例による規制

(1) 騒音規制法

騒音規制法（昭和43年6月）は、当初人口概ね10万人以上の市街地について工場騒音を規制する地域を指定することとされていたため、本県では、昭和44年8月鳥取市、米子市の旧都市計画法に基づく旧用途地域を騒音規制地域としていたが、昭和45年12月法の一部改正により、人口規模とは関係なく地域指定ができること、特定建設作業騒音の規制が加えられたことにより、昭和46年6月従来指定地域をそのまま工場騒音、建設作業騒音の規制地域として告示した。

その後、両市の市街地拡大等により騒音規制地域を拡大する必要が生じたが、当時都市計画法の改正により新用途地域を指定替えする作業が進められていたため、この地域の指定をまって騒音規制地域を拡大することとし、昭和48年12月告示された新用途地域について検討を行い、昭和49年9月17日鳥取県告示第778号で新しい騒音規制地域を指定告示したが、その概要は次のとおりである。

なお、指定後の工場騒音、建設作業騒音の規制権限は市長に委任され、規制基準に適合せず周辺的生活環境の障害が認められる場合は、計画変更の命令、改善勧告、改善命令等の措置がとられるしくみとなっている。

騒音規制法による規制地域及び特定工場等の規制基準

（鳥取県告示第778号「昭和49年9月17日」）

1. 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域。

鳥取市及び米子市の区域の都市計画用途地域

（但し、米子市の両三柳地区は用途地域外であるが、従来から規制していたのでそのまま規制地域とした。）

備考 鳥取市都市計画用途地域（鳥取県告示第1041号昭和48年12月25日）

米子市都市計画用途地域（鳥取県告示第1040号昭和48年12月25日）

2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前8時から 午後7時まで〕	朝 夕 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
第1種区域	50 ホン	45 ホン	45 ホン
第2種区域	60 ホン	50 ホン	45 ホン
第3種区域	65 ホン	65 ホン	50 ホン
第4種区域	70 ホン	70 ホン	65 ホン

(参考) 騒音規制の区域の区分と用途地域との関係

騒音規制法に基づく 工場騒音規制の区域の区分	都市計画法に基づく用途地域の区分	
	旧用途地域	新用途地域
第1種区域 良好な住居の環境を保全 するため、特に静穏の保 持を必要とする区域。	(住居専用地区)	第1種住居専用地域
		第2種住居専用地域
第2種区域 住居の用に供されている ため静穏の保持を必要と する区域	住居地域	第2種住居専用地域
		住居地域
第3種区域 住居の用にあわせて商業 工業等の用に供されてい る区域であって、その区 域内の住民の生活環境を 保全するため騒音の発生 を防止する必要がある地域	商業地域	近隣商業地域
		商業地域
第4種区域 主として工業等の用に供 されている区域であって、 その区域内の住民の生活 環境を悪化させないため、 著しい騒音の発生を防止 する必要がある地域	工業地域	工業地域
		(工業専用地区)

騒音規制法による特定施設および特定建設作業は表3-1のとおりである。

表3-1 騒音規制法に基づく特定施設および特定建設作業の届出数

(1) 特定施設の種別別届出件数

(昭和49年度3月末現在)

種 類	市 名		
	鳥取市	米子市	計
1 金 属 加 工 機	114	177	291
2 空 気 圧 縮 機 等	107	74	181
3 土 石 用 破 碎 機 等	13	0	13
4 織 機	0	0	0
5 運 搬 用 資 材 製 造 機 械	1	13	14
6 穀 物 用 製 粉 機	0	0	0
7 木 材 加 工 機 械	43	63	106
8 抄 紙 機	3	0	3
9 印 刷 機 械	102	43	145
10 合 成 樹 脂 用 射 出 成 型 機	7	0	7
11 鑄 型 造 型 機	2	39	41
計	392	409	801
届 出 工 場 事 業 場	71	77	148

(2) 特定建設作業の種別別届出件数

種 類	市 名		
	鳥取市	米子市	計
1 く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	20	7	27
2 び ょ う 打 機 を 使 用 す る 作 業	0	0	0
3 さ く 岩 機 を 所 用 す る 作 業	5	3	8
4 空 気 圧 縮 機 を 使 用 す る 作 業	1	1	2
5 コ ン ク リ ー ト プ ラ ン ト 等 を 設 け て 行 な う 作 業	0	1	
6 破 碎 機	0	0	0
計	26	12	38

(2) 公害防止条例

近時、ビル等の増加に伴い冷房用のクーリングタワーの騒音が問題となってきたので、これを公害防止条例によって昭和47年4月1日から規制することとし、基準値は騒音規制法に準拠した。

鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

施設名	規 模
クーリングタワー	送風機の原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。

表32 鳥取県公害防止条例に基づく騒音関係特定施設届出数

(昭和49年3月末現在)

施設名 \ 市名	鳥取市	米子市	計
クーリング・タワー	72	82	154
届出事業場	40	70	110

また、深夜の静穏を保持するため、全県下の工場、事業場等のすべての事業活動に伴う深夜(午後10時から翌日の午前6時まで)の騒音を昭和47年4月1日から規制することとした。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音のほか、たとえば飲食店を営むことによって発生する音楽放送、バンド演奏及び嬌声などの騒音も含めて規制されることとなった。

表33 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

区 域 の 区 分	基 準 値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域	50ホン
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域	65ホン
3 1及び2に掲げる区域以外の区域	45ホン